

告 示

埼玉県告示第三百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスポ八潮

埼玉県八潮市大瀬一丁目一番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）プレスポ八潮

埼玉県八潮市大字大瀬字稗田八百二十二―一外

（変更後）プレスポ八潮

埼玉県八潮市大瀬一丁目一番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ファミリーブック 代表取締役 藤田勝好

群馬県太田市清原町三百十九―三 外 計十七者

（変更後）株式会社グオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八―八 外 計二十六者

ハ 変更年月日

平成三十年十一月一日外

ニ 届出年月日

平成三十一年四月四日

二 縦覧期間

平成三十一年四月十六日から平成三十一年八月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年四月十六日から平成三十一年八月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課